

改定版第 4 次伊勢原市地域福祉活動計画 平成 3 0 年度~令和 4 年度

共に支え合い

一人*ひとりを大切にする* まちづくり



伊勢原市社会福祉協議会では、地域住民、当事者団体、ボランティア・NPO法人等の住民参加の下で、地域課題の明確化と解決の協議を行い、その解決に向けた具体的な取組を位置付ける「第4次伊勢原市地域福祉活動計画」を策定しました。

計画の期間と進行管理

この計画は、平成30年度から令和4年度までの5年間を期間として策定します。

また、社会・経済情勢の変化や社会福祉の動向に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

第4次地域福祉活動計画の進行管理については、点検推進委員会による定期的な評価を 行い、計画の効率的、具体的な推進を図ります。

■ 基本理念

第4次地域福祉活動計画が目指す地域福祉の理念として、第3次計画を引き継ぎ、次のように定めました。

共に支え合い、一人ひとりを大切にするまちづくり

■ 基本目標

基本理念を達成するために、次の4つの基本目標を掲げ、それぞれの基本目標に沿った 施策の展開により地域福祉の推進を図ります。

基本目標1 │「ふれあい」の場づくり

人と人とのふれあいにより、孤立を防止するとともに、顔の見える関係を築いていく ために、住民同士の交流の場や活動の拠点づくりを進めます。

基本目標2 「支え合い」の地域づくり

住民が地域の生活課題に気づき、「我が事」として向き合い、解決に向けて、地域の 諸団体や公的機関と連携して、支え合い・助け合いのネットワークをつくることを目指 します。

基本目標3 福祉を支える「人づくり」

住民や子どもたちの福祉意識を醸成し、地域福祉の担い手を育成するとともに、主体的な参加を促進することを目指します。

基本目標4 │「安心して暮らせる」まちづくり

気軽に相談ができる窓口や情報提供体制の整備を公的機関と連携して進めます。また、公的サービスの狭間を埋めるサービスの提供や権利擁護システムの推進、大規模災害時に備えて、災害ボランティア支援センター設置・運営の態勢を強化し、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標1 「ふれあい」の場づくり

■1-1 サロン活動の推進

ミニサロンなど、住民同士が地域で交流することができる場づくりを推進します。

	地域住民	サロン活動を企画し、広く参加を呼びかけ、誰もが気軽に交流できる場づくりをし
		ましょう。
役	社協	サロンの立ち上げや運営に関する情報提供や支援を行います。
割		地域団体や関係機関の理解と協力を得るために、調整役を務めます。
	行政	地域団体や専門機関の理解と支援が得られるように働きかけを行い、運営財源の確
		保に関する支援を行います。

■ 1 - 2 地域活動の拠点づくり

福祉活動を行う団体等を育成し、活動の継続・発展を図るために、活動の拠点となる場づくりを推進します。

	地域住民	気軽に立ち寄り、世間話や情報交換のできる場所づくりを進めましょう。 地域課題に気付いたら、解決策について考えましょう。
役	社協	身近な地域で子どもから高齢者まで、誰もが集える機会や活動に関する情報を発信
割		し、参加を支援します。
	行政	市民活動サポートセンターとボランティアセンターとの連携により、グループ団体
		等の活動を支援します。

基本目標2 「支え合い」の地域づくり

■2-1 見守り活動の推進

一人暮らし高齢者や障がい者、児童などを、地域で見守る活動を推進します。

役割	地域住民	民生委員や自治会役員等を中心に、地域の見守りが必要な人の把握に努めましょ う。見守り活動の参加者を組織化しましょう。
	社協	見守り活動の立ち上げや運営に関する支援を行います。
	行政	見守りが必要な人について、個人情報保護に配慮し、可能な範囲で情報提供を行い
		ます。

■2-2 支援ネットワークづくりの推進

一人暮らし高齢者や障がい者などの包括的な支援を行うために、地域住民や地域団体と専門機関や行政などとが情報や意見を交換し、役割分担を調整し、協働していく仕組みづくりを推進します。

役割	地域住民	見守りやサロン活動等により異変や生活課題の早期発見に努めましょう。
	社協	地域団体や関係機関の調整役となり、協働体制づくりを推進します。
	行政	「丸ごと」相談が受けられる体制づくりを推進します。

基本目標3 福祉を支える「人づくり」

■3-1 福祉意識の醸成

誰もの心の奥にある「人の役に立ちたい」、「困っている人を見過ごしにはできない」という気持ちに気付き、行動に結びつけられるように支援します。

_		
	地域住民	自治会や老人クラブ、子ども会などに参加し、自分の暮らす地域に関心を持ちまし
		ょう。ミニサロンや子育てサロンに顔を出してみましょう。
役	社協	ボランティア講座や体験学習プログラムなどを提供します。
割		小・中学校における福祉教育の企画・運営に協力します。
	行政	伊勢原市の福祉政策やこれからの課題について、多様な手法を用いて、広く市民に
		知らせるように努めます。

■3-2 福祉の担い手の育成

地域で生活課題を抱えている人に対し、助け合いの精神をもって自発的に支援する人材を育成します。 また、子どもたちの高齢者、障がい者への理解や思いやりの心を育むため、小・中学校での福祉教育 の推進に協力します。

役割	地域住民	見守りやサロン活動の運営に参加してみましょう。
		買い物やゴミ出しなどのボランティア活動に参加してみましょう。
	社協	ボランティア講座をはじめ、スキルアップのための学びの機会や情報等を提供し、
		担い手の育成に努めます。
	行政	関係機関や小・中学校に福祉教育の重要性を啓発し、推進するよう働きかけます。

基本目標4 「安心して暮らせる」まちづくり

■ 4-1 相談支援・情報提供体制づくり

気軽に相談できる窓口の設置を目指し、適切な情報を提供できるよう公的機関と連携して体制整備を 進めます。また、多様で複合的な生活課題に対する総合的な支援を目指して、公的サービスの狭間を埋 めるサービスの提供に努めます。

	地域住民	市や社協等に置いてあるリーフレットやパンフレットを注意して見ましょう。 地域の民生委員を知り、話し合える関係をつくりましょう。
役 割	社協	相談を必要な支援に結びつけるために、関係団体や専門機関と協働できる体制づくりを推進します。
	行政	相談窓口やサービスに関する情報を、広報紙やホームページ、リーフレットなどの 多様な手段を用いて、分かりやすく提供するように努めます。

■4-2 成年後見・権利擁護の利用促進

判断能力が不十分な高齢者や障がい者の権利を擁護するために、成年後見制度の普及・啓発に努めます。ワンストップセンターとして設置した伊勢原市成年後見・権利擁護推進センターの機能の充実を図るとともに、同センターを基盤として、市との役割分担を検討した中で、協議会や中核機関を設置し、成年後見制度の利用促進に努めます。

	地域住民	権利擁護に関する制度に関心を持ちましょう。
		成年後見に関する講演会や研修会に参加してみましょう。
	社協	成年後見・権利擁護推進センターを運営し、普及・啓発を目的とした研修会等を開
		催し、利用促進に努めます。
役		成年後見制度の利用を円滑に進めるための協議会の設置を進めます。
割		市との役割分担を検討した中で、中核機関の設置を進めます。
	行政	成年後見制度の利用を促進するために、計画的な支援を行います。
		成年後見・権利擁護推進センターの運営を支援します。
		成年後見制度の利用を円滑に進めるための協議会の設置を進めます。
		社協との役割分担を検討した中で、中核機関の設置を進めます。

■4-3 災害時における地域力の強化

「いせはら災害ボランティアネットワーク」の会員を育成し、大規模災害時に「災害ボランティア支援センター」を設置・運営するための態勢づくりを推進します。また、自助、近助、共助による安否確認、避難行動及び避難所生活が円滑に行えるように、地域ぐるみで備える活動を推進します。

	地域住民	災害時要援護者や家族、地域住民の安否確認の方法について話し合っておきましょ
		う。
役 割	社協	大規模災害時に備え、災害ボランティア支援センターの設置・運営訓練や研修会等を定期的に開催します。
	行政	災害時要援護者登録を更新し、自治会長、民生委員及び災害時支援機関との情報共 有を行います。

社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会 伊勢原市伊勢原2-7-31 伊勢原シティプラザ1階 TEL 0463-94-9600 FAX 0463-94-5990

E-mail info@isehara-shakyo.or.jp URL http://www.isehara-shakyo.or.jp/